

# 地域未来投資促進法に基づく「課税の特例」等に係る手続き

活用を希望する支援措置に応じて、以下のとおり、必要な手続きを行ってください。  
(複数活用予定の場合は、それぞれ手続きを行ってください。)

## 法人税・所得税の特例

## 不動産取得税の課税免除

## 固定資産税の 課税免除・不均一課税

地域経済牽引事業計画承認申請書の提出 (提出先: 県産業支援課)  
※工事着工の30日前まで

承認後

併せて



適用工場等指定申請書の  
提出  
(提出先: 県企業立地課)  
※工事着工の30日前まで

承認後

併せて



※各市町村で取り扱いが  
異なりますので、直接  
お問い合わせください。

手続後

工事着工

※施設については、確認前に着工することは妨げませんが、確認が受けられなかった場合、課税の特例が受けられませんのでご注意ください。

課税の特例の確認申請書の提出 (提出先: 九州経済産業局)

※施設・設備の取得までに確認が取れるよう、国の確認スケジュールに沿って、申請書を提出してください。

**国の確認完了後**

施設・設備の取得

# 地域未来投資促進法に基づく「課税の特例」等の要件チェックリスト

活用を希望する支援措置に応じて、以下の要件に該当するかご確認ください。

※ 税の種類によって、対象となる資産や要件が異なります。

## 法人税・所得税の特例

### 【対象資産の種類】

機械装置、器具備品、  
建物・付属設備・構築物

※ 新設・増設が対象（中古資産は対象外）。また、リース資産については、リースの種類によって対象外の場合あり。

※ 詳細は、お近くの税務署へご相談ください。

### 【取得時期】

~R5.3.31

### 【要件】

- 地域経済牽引事業計画について県の承認を受けている
- 対象資産について、**取得前**に国の確認を受けている（★）

## 不動産取得税の課税免除

### 【対象資産の種類】

建物、土地（対象建物の敷地）

※ 事業の用に供する部分のみが対象。  
駐車場用地などは対象外。

### 【取得時期】

~R5.3.31

### 【要件】

- 地域経済牽引事業計画について県の承認を受けている
- 資産の取得価格が**合計1億円**（農林漁業等:5千万円）を超える
- 建物の**着工30日前**までに県へ適用工場等指定申請を行っている
- 建物について、**取得前**に国の確認を受けている（★）
- 土地について、建物の**着工前1年以内**に取得している

## 固定資産税の課税免除・不均一課税

### 【対象資産の種類 [原則]】

建物、構築物、  
土地（対象資産の敷地）

※ 市町村によって、対象資産・要件が異なる場合があります。

### 【取得時期】

[原則] ~R5.3.31

### 【要件】

- 地域経済牽引事業計画について県の承認を受けている
  - [原則] 建物等について、**取得前**に国の確認を受けている（★）
  - その他、各市町村が定める要件に該当する
- ※ 資産取得前の申請が必要な場合がありますので、市町村へご確認ください。

★ 国の確認を受けるための要件については、次ページを参照してください。

# 地域未来投資促進税制 概要 (～2022年度)

## 地域経済牽引事業計画 (都道府県の承認)

都道府県・市町村が作成する基本計画への適合

### <地域経済牽引事業の要件>

- ① 地域特性の活用
- ② 高い付加価値の創出
- ③ 地域の事業者に対する経済的効果

## 課税の特例措置 (国の確認)

### <課税特例の要件>

#### 要件の客観化・明確化

- ① 先進性を有すること  
(※特定非常災害により被災した区域を除く)
- ② 総投資額が2,000万円以上であること
- ③ 前事業年度の減価償却費の10%を超える投資額であること
- ④ 対象事業の売上高伸び率(%)が、ゼロを上回り、かつ過去5事業年度の対象事業の市場の伸び率(%) + 5%以上

### <上乗せ要件> (平成31年4月以降に承認を受けた事業が対象)

- ⑤ 直近事業年度の付加価値額増加率が8%以上
- ⑥ 投資収益率かつ労働生産性の伸びが一定水準以上

## 課税の特例の内容・対象

対象設備	特別償却	税額控除
機械装置・器具備品	40%	4%
上乗せ要件を満たす場合	50%	5%
建物・附属設備・構築物	20%	2%

- ※対象資産の取得価額の合計額のうち、本税制の支援対象となる金額は80億円を限度
- ※特別償却は、限度額まで償却費を計上しなかった場合、その償却不足額を翌事業年度に繰り越すことができる。
- ※税額控除は、その事業年度の法人税額又は所得税額の20%までが上限となる。

### <通常類型>

- ① 投資収益率又は労働生産性の伸びが一定水準以上

### <サプライチェーン類型>

- ① (1) 海外に生産拠点が集中している一定の製品を製造
- ① (2) 域内 (※) の取引額の増加率が一定水準以上  
(※) 地域経済牽引事業を実施する都道府県内